

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照表

【目次】

○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）	【第一条関係】	．．．．．	1
○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）	【第二条関係】	．．．．．	18
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五百五十五号）	【第三条関係】	．．．．．	21
○ 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）	【附則第二項関係】	．．．．．	22

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 住民基本台帳（第二条―第十七条）</p> <p>第三章 戸籍の附票（第十八条―第二十一条）</p> <p>第四章 届出（第二十二条―第三十条）</p> <p>第五章 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二―第三十条の十）</p> <p>第六章 氏に変更があつた者に関する特例（第三十条の十三・第三十条の十四）</p> <p>第七章 外国人住民に関する特例（第三十条の十五―第三十条の二十一）</p> <p>第八章 雑則（第三十一条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 届出</p> <p>（国民健康保険の被保険者である者に係る付記事項）</p> <p>第二十七条 法第二十八条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 法第二十二条の規定による届出（以下「転入届」という。）（第三号に掲げる届出を除く。）、法第三十条の四十六の規定による届出及</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 住民基本台帳（第二条―第十七条）</p> <p>第三章 戸籍の附票（第十八条―第二十一条）</p> <p>第四章 届出（第二十二条―第三十条）</p> <p>第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二―第三十条の二十四）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章の三 外国人住民に関する特例（第三十条の二十五―第三十条の三十一）</p> <p>第五章 雑則（第三十一条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 届出</p> <p>（国民健康保険の被保険者である者に係る付記事項）</p> <p>第二十七条 法第二十八条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 法第二十二条の規定による届出（以下この章及び第四章の三において「転入届」という。）（第三号に掲げる届出を除く。）、法第三十</p>

び法第三十条の四十七の規定による届出（第四号に掲げる届出を除く

。） 次に掲げる事項

イ（ハ）（略）

二 法第二十三条の規定による届出（以下この章及び第三十条の十九において「転居届」という。）、転出届及び法第二十五条の規定による届出（次条第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届」という。）、その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

三・四（略）

条の四十六の規定による届出及び法第三十条の四十七の規定による届出（第四号に掲げる届出を除く。） 次に掲げる事項

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した旨

ロ 職業

ハ その者が属することとなった世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証（国民健康保険法第九条第二項の被保険者証をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）又は国民健康保険の被保険者資格証明書（同法第九条第六項の被保険者資格証明書をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）のいずれかが交付されているときは、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されているときは、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

二 法第二十三条の規定による届出（以下この章及び第三十条の二十九において「転居届」という。）、転出届及び法第二十五条の規定による届出（次条第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届」という。）、その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

三 転入届（一の都道府県の区域内において住所を変更することに係るものに限る。） 次に掲げる事項

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日

ロ その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されているときは、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されているときは、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

四 法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等（法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等をいう。次条から第二十八条までにおいて同じ。）となる前から引き続き国民健康保険の被保険者の資格を有する場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日

ロ その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

第五章 本人確認情報の処理及び利用等

第三十条の二～第三十条の十二（略）

（削除）

第六章 氏に変更があつた者に関する特例

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

第三十条の二～第三十条の十二（略）

第三十条の十三から第三十条の二十四まで 削除

（新設）

(氏に変更があつた者に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の十三 氏に変更があつた者に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、その者が次条第一項又は第三項の規定により住民票への記載を請求した一の旧氏(その者が過去に称していた氏であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。同条において同じ。)とする。

(新設)

(氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等)

第三十条の十四 氏に変更があつた者(住民票に旧氏の記載がされている者(以下この条において「旧氏記載者」という。)を除く。)は、住民票に旧氏の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求め旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。)(その他総務省令で定める書面を添付して、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(同項及び第四項において「住所地市町村長」という。)に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏の記載がされたときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後に称していた旧氏に限り、住民票に旧氏の記載を求めることができる。

(新設)

2 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、氏に変更があつた者に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める旧氏をその者に係る住民票に記載をしなければならない。

一 氏に変更があつた者がその者の旧氏が記載された転出証明書を添え

て転入届をした場合 当該旧氏

2 氏に変更があつた者が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第四項の規定によりその者の旧氏が通知されたとき 当該旧氏

3 旧氏記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏を当該変更の直前に称していた旧氏に変更することを求めることができる。この場合においては、当該旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があつたこと及び当該旧氏を当該変更の直前に称していたことを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して、住所地市町村長に提出しなければならぬ。

4 旧氏記載者は、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事項を記載した請求書を提出しなければならぬ。

5 法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び前二項の請求について準用する。

6 旧氏記載者に係る法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十一条第一項	住民基本台帳のうち第七條第一号から第三号まで	住民基本台帳のうち第七條第一号に掲げる事項及び旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十條の十三
----------	------------------------	--

法第十二条第二項 第三号	氏名	に規定する旧氏をいう。 以下この章及び第三十条の六第一項において同じ。）並びに第七條第二号、第三号
法第十二条第五項	事項	事項のうち第七條第一号に掲げる事項及び旧氏並びに同條第二号、第三号
法第十二条の二第二項第三号	及び	又は旧氏及び名並びに
法第十二条の二第二項	事項	事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）
法第十二条の三第一項	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同條第二号、第三号
法第十二条の三第二項第三号	及び	又は旧氏及び名並びに
法第十二条の四第一項	事項	事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

法第三十条の六第一項	から第三号まで	除く。） に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号
第十五条の三第二項	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏（第三十条の十三に規定する旧氏をいう。第四章及び第三十条の五第三号において同じ。）並びに法第七条第二号、第三号
第二十三条第二項及び第二十四条の三	から第五号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号から第五号まで
第三十条の五第三号	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号

第七章 外国人住民に関する特例

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の十五 外国人住民に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 第三十条の十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項

第四章の三 外国人住民に関する特例

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の二十五 外国人住民に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。

- 一 次条第一項に規定する通称
- 二 第三十条の二十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項

(外国人住民の通称の住民票への記載等)

第三十条の十六 外国人住民は、住民票に通称（氏名以外の呼称であつて、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載をすることが必要であると認められるものをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の記載を求めようとするときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条及び同項において「住所地市町村長」という。）に、通称として記載を求めめる呼称その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出するとともに、当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載がされることが必要であることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

2 住所地市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合において、同項に規定する当該呼称を住民票に記載することが居住関係の公証のために必要であると認められるときは、これを当該外国人住民に係る住民票に通称として記載しなければならない。

3 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。

- 一 外国人住民が当該外国人住民の通称が記載された転出証明書を添えて転入届をした場合 当該通称
- 二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第四項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき 当該通称

4 外国人住民は、当該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称

(外国人住民の通称の住民票への記載等)

第三十条の二十六 外国人住民は、住民票に通称（氏名以外の呼称であつて、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載をすることが必要であると認められるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の記載を求めようとするときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条及び次条において「住所地市町村長」という。）に、通称として記載を求めめる呼称その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出するとともに、当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

2 住所地市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合において、同項に規定する当該呼称を住民票に記載することが居住関係の公証のために必要であると認められるときは、これを当該外国人住民に係る住民票に通称として記載しなければならない。

3 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。

- 一 外国人住民が転出証明書を添えて転入届をした場合 転出証明書に記載された通称
- 二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合 法第二十四条の二第四項の規定により通知された通称

4 外国人住民は、当該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称

の記載がされている場合において、当該通称の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求め旨その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該通称を削除しなければならない。

5 住所地市町村長は、外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称の記載がされている場合において、当該通称を住民票に記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなつたときは、当該通称を削除するとともに、その旨を当該削除に係る外国人住民に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

6 (略)

7 外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合における法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十一条第一項	住民基本台帳のうち第七條第一号から第三号まで	住民基本台帳のうち第七條第一号に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下この章及
----------	------------------------	--

が記載されている場合において、当該通称の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求め旨その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該通称を削除しなければならない。

5 住所地市町村長は、外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称が記載されている場合において、当該通称を住民票に記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなつたときは、当該通称を削除するとともに、その旨を当該削除に係る外国人住民に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

6 法第二十七條第二項及び第三項の規定は、第一項及び第四項の申出について準用する。

7 外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合における法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

法第十一条第一項	住民基本台帳のうち第七條第一号から第三号まで	住民基本台帳のうち第七條第一号に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。
----------	------------------------	---

法第十二条第二項 第三号	法第十二条第二項 氏名	事項のうち第七条第一号から第三号まで	ひ第三十条の六第一項において同じ。）並びに第七条第二号、第三号
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条第五項	氏名	までに掲げる事項	までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
法第十二条の二第二項第三号	氏名	氏名又は通称	氏名又は通称
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の二第四項	第十四号に掲げる事項	第十四号に掲げる事項	第十四号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の三	から第三号まで	に掲げる事項及び通称、同条第二号、第三号	に掲げる事項及び通称、同条第二号、第三号

法第十二条第二項 第三号	法第十二条第二項 氏名	事項のうち第七条第一号から第三号まで	（並びに第七条第二号、第三号
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条第五項	氏名	第十四号までに掲げる事項	第十四号までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
法第十二条の二第二項第三号	氏名	氏名又は通称	氏名又は通称
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の二第四項	第十四号に掲げる事項	第十四号に掲げる事項	第十四号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の三	第七条第一号から第三号まで	第七条第一号に掲げる事項及び通称、同条第二号、第三号	第七条第一号に掲げる事項及び通称、同条第二号、第三号

第一項	法第十二条の三第 四項第三号	氏名	氏名又は通称
法第三十条の五十一 の規定により読み 替えて適用される 法第十二条の四 第一項	事項	事項（同号に掲げる事 項については、通称を 除く。）	
法第三十条の六第 一項	から第三号まで	に掲げる事項及び通称 並びに同条第二号、第 三号	
第三十条の二十一 の規定により読み 替えて適用される 第十五条の三第二 項	から第三号まで	に掲げる事項及び通称 （第三十条の十六第一 項に規定する通称をい う。第四章及び第三十 条の五第三号において 同じ。）、法第七条第 二号、第三号	
第三十条の二十一 の規定により読み 替えて適用される 第二十三条第二項	から第四号まで	に掲げる事項及び通称 、同条第二号から第四 号まで	

第一項	法第十二条の三第 四項第三号	氏名	氏名又は通称
法第三十条の五十一 の規定により読み 替えて適用される 法第十二条の四 第一項	第十四号に掲げる事項	第十四号に掲げる事項 （同号に掲げる事項に ついては、通称を除く 。）	
法第三十条の六第 一項	第七条第一号から第三 号まで	同条第一号から第三号 まで	
第三十条の三十一 の規定により読み 替えて適用される 第十五条の三第二 項	第七条第一号から第三 号まで	第七条第一号に掲げる 事項及び通称（第三十 条の二十六第一項に規 定する通称をいう。以 下この章から第四章の 二までにおいて同じ。 ）、法第七条第二号、 第三号	
第三十条の三十一 の規定により読み 替えて適用される 第二十三条第二項	第七条第一号から第四 号まで	第七条第一号に掲げる 事項及び通称、同条第 二号から第四号まで	

及び第二十四条の三		
第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号	から第二号まで	に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号

(外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載等)

第三十条の十七 住所地市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項(次項及び第三項において「通称の記載及び削除に関する事項」という。)を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければならない。

- 一 外国人住民に係る住民票に通称の記載をした場合(前条第三項の規定による場合を除く。)
当該通称の記載をした市町村名(特別区にあつては、区名。次号において同じ。)及び年月日
- 二 外国人住民に係る住民票に記載がされている通称を削除した場合
当該通称並びに当該通称を削除した市町村名及び年月日
- 2 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称の記載及び削除に関する事項を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければならない。
 - 一 外国人住民が当該外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項が記載された転出証明書を添えて転入届をした場合
当該通称の記載及び削除に関する事項
 - 二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第四項の規定により当該外国人住民

及び第二十四条の三		
第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号	第七条第一号から第二号まで	第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号

(外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載等)

第三十条の二十七 住所地市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項(以下この条において「通称の記載及び削除に関する事項」という。)を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければならない。

- 一 外国人住民に係る住民票に通称を記載した場合(前条第三項の規定による場合を除く。)
当該通称を記載した市町村名(特別区にあつては、区名。次号において同じ。)及び年月日
- 二 外国人住民に係る住民票に記載されている通称を削除した場合
当該通称並びに当該通称を削除した市町村名及び年月日
- 2 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称の記載及び削除に関する事項を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければならない。
 - 一 外国人住民が転出証明書を添えて転入届をした場合
転出証明書に記載された通称の記載及び削除に関する事項
 - 二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合
法第二十四条の二第四項の規定により通知された通称の記載及

の通称の記載及び削除に関する事項が通知されたとき 当該通称の記載及び削除に関する事項

3 外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項の記載がされている場合における第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の規定の適用については、第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項中「並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは、「同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項（第三十条の十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項をいう。第二十四条の三において同じ。）」と、第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第二十四条の三中「並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは、「同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項」とする。

(外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要しない場合)

第三十条の十八 (略)

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合)

第三十条の十九 (略)

び削除に関する事項

3 外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項が記載されている場合におけるこの政令の規定の適用については、第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項中「国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項（第三十条の十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項をいう。第二十四条の三において同じ。）」と、第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第二十四条の三中「国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項」とする。

(外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要しない場合)

第三十条の二十八 法第三十条の四十八ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 世帯主でない外国人住民とその世帯主（外国人住民であるものに限る。次号及び次条において同じ。）との親族関係に変更がない場合
- 二 世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係の変更に係る戸籍に関する届書、申請書その他の書類が市町村長に受理されている場合

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合)

第三十条の二十九 法第三十条の四十九ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知の方法)

第三十条の二十 (略)

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の二十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(略)

(略)

一 世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合
二 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転入届に併せて転入届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転入届をするとき（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）。

三 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転居届に併せて転居届をする場合（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）

四 前三号に掲げる場合のほか、世帯主でない外国人住民がその世帯に属する他の外国人住民に関する転入届又は転居届に併せて転入届又は転居届をする場合（当該他の外国人住民が世帯主となる場合に限る。）
（その他総務省令で定める場合において、世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を確認することができる」と市町村長が認めるとき。

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知の方法)

第三十条の三十 法第三十条の五十の規定による通知は、出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官が市町村長に使用させる電子計算機に送信する方法その他の総務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の三十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項第一

受理し、若しくは職権

受理したとき、又は法

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

三 第二十三條第二項 及び第二十四條の 二及び第十三号	第二十二條 及び戸籍の表示	第十五條の三第二 項 及び第六号から第八号 までに掲げる事項（同 条第四号、第八号の二 又は第十三号	第十五條の三第一 項第四号 又は第十三号	一 号 で戸籍の記載若しくは 記録をしたとき、又は 法第九條第二項	第九條第二項若しくは 法第三十條の五十
第四号まで、第八号の 二及び第十三号に掲げ る事項、法第三十條の 四十五に規定する国籍	、法第三十條の四十五 に規定する国籍等及び 同條の表の下欄に掲げ る事項	、第七号及び第八号に 掲げる事項並びに法第 三十條の四十五に規定 する外国人住民となつ た年月日（法第七條第 四号、第八号の二若し くは第十三号に掲げる 事項、法第三十條の四 十五に規定する国籍等 又は同條の表の下欄	若しくは第十三号に掲 げる事項、法第三十條 の四十五に規定する国 籍等又は同條の表の下 欄		

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第八章 雑則

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十六条から第二十条まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条の二、第三十条の四、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第三項、第三十条の十七第二項、第三十条の十八、第三十条の十九並びに第三十四条第一項及び第二項並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第三十条の五第一号	住民票の記載を行った旨	等並びに同条の表の下欄
第三十条の五第二号	住民票の消除を行った旨	外国人住民に係る住民票の記載を行った旨
第三十条の五第三号から第五号まで	住民票の記載の修正を行った旨	外国人住民に係る住民票の記載の修正を行った旨

第五章 雑則

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十六条から第二十条まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条の二、第三十条の四、第三十条の二十六第三項、第三十条の二十七第二項、第三十条の二十八、第三十条の二十九並びに第三十四条第一項及び第二項並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条第三項	市町村長	区長（総合区長を含む。以下同じ。）
---------	------	-------------------

		(略)	(略)
第三十条の第十四 一項及び第三十 条の十六第一項	の市町村長	(略)	の市町村長（指定都市 にあつては、当該住民 基本台帳を作成した区 長）
第三十条の十七第 一項第一号	(略)	(略)	(略)
第三十条の十七第 一項第二号	(略)	(略)	(略)

(法を適用しない者)

第三十三条 法第三十九条に規定する政令で定める者は、戸籍法の適用を受け
ない者とする。

		都道府県知事に	、当該区（総合区を含む。）の属する市の市長を経由して、都道府県知事に
第三十条の二十六 第一項	備える市町村の市町村長		備える市町村の市町村長（指定都市にあつては、当該住民基本台帳を作成した区长）
第三十条の二十七 第一項第一号	市町村名（特別区にあつては、区名。次号において同じ。）及び		市名及び区名（総合区名を含む。次号において同じ。）並びに
第三十条の二十七 第一項第二号	市町村名及び		市名及び区名並びに

(法を適用しない者)

第三十三条 法第三十九条に規定する政令で定める者は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の適用を受け
ない者とする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 認証業務</p> <p>第一節 署名認証業務</p> <p>第一款 署名用電子証明書（第一条―第七条）</p> <p>第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第八条―第十六条）</p> <p>第二節 利用者証明認証業務</p> <p>第一款 利用者証明用電子証明書（第十七条―第二十三条）</p> <p>第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第二章 認証業務情報等の保護（第二十六条―第三十条）</p> <p>第三章 雑則（第三十一条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 雑則</p> <p>（指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用）</p> <p>第三十二条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 認証業務</p> <p>第一節 署名認証業務</p> <p>第一款 署名用電子証明書（第一条―第七条）</p> <p>第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第八条―第十六条）</p> <p>第二節 利用者証明認証業務</p> <p>第一款 利用者証明用電子証明書（第十七条―第二十三条）</p> <p>第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第二章 認証業務情報等の保護（第二十六条―第三十条）</p> <p>第三章 雑則（第三十一条―第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 雑則</p> <p>（指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用）</p> <p>第三十二条 指定都市における第二十六条第二項及び第三項並びに第二十九条第二項の規定の適用については、第二十六条第二項中「住所地市町村長（」とあるのは「その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長又は総合区長（次項及び第二十九条第二項において「住所</p>

(旧氏記載者に関する法の規定の特例)

第三十三条 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)
第三十条の十四第一項に規定する旧氏記載者に係る法第三条第二項、
第七条、第十二条及び第二十二條第二項の規定の適用については、
法第三条第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び
旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第
三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この款及び第二十二條第二
項において同じ。)並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条
第三号、第十二條第一号及び第二十二條第二項中「から第三号まで」
とあるのは「に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号」とす
る。

(外国人住民の通称に関する法の規定の特例)

第三十四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条
の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に住民基本台帳法施行令
第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されている場合における
法第三条第二項、第七条、第十二条及び第二十二條第二項の規定の適
用については、法第三条第二項中「から第三号まで」とあるのは「に
掲げる事項及び通称(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二
百九十二号)第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下この
款及び第二十二條第二項において同じ。)並びに同法第七条第二号、

地区長」という。)及び住所都市町村長(「と、同条第三項中「住所
都市町村長を」とあるのは「住所地区長及び住所都市町村長を」と、
第二十九條第二項中「住所都市町村長」とあるのは「住所地区長及び
住所都市町村長」とする。

(新設)

(外国人住民の通称に関する法の規定の特例)

第三十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条
の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に住民基本台帳法施行令
(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一項に規定
する通称が記載されている場合における法第三条第二項、第七条第三
号、第十二條第一号及び第二十二條第二項の規定の適用については、
法第三条第二項中「第七条第一号から第三号まで」とあるのは「第七
条第一号に掲げる事項及び通称(住民基本台帳法施行令(昭和四十二
年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一項に規定する通称をい

第三号」と、法第七条第三号、第十二条第一号及び第二十二條第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号」とする。

(総務省令への委任)

第三十五条 (略)

う。以下同じ。)並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条第三号、第十二条第一号及び第二十二條第二項中「第七条第一号から第三号まで」とあるのは「第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号」とする。

(総務省令への委任)

第三十四条 この政令で定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、総務省令で定める。

改正案	現行
<p>（個人番号カードの記載事項）</p> <p>第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第二条第七項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 個人番号カードの有効期間が満了する日</p> <p>二 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏が記載されているときは、当該旧氏</p> <p>三 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されているときは、当該通称</p>	<p>（個人番号カードの記載事項）</p> <p>第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第二条第七項の政令で定める事項は、個人番号カードの有効期間が満了する日及び本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されているときは当該通称とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（法第六十一条の八の二の政令で定める事由等）</p> <p>第八条 法第六十一条の八の二の政令で定める事由は、住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第十一条並びに第十二条第一項及び第三項並びに同令第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項に定める事由（住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知があつたことを除き、記載の修正の事由にあつては、次項第一号から第四号までに掲げる事項についての記載の修正に係るものに限る。）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>一〇七 （略）</p>	<p>（法第六十一条の八の二の政令で定める事由等）</p> <p>第八条 法第六十一条の八の二の政令で定める事由は、住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第十一条並びに第十二条第一項及び第三項並びに同令第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項に定める事由（住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知があつたことを除き、記載の修正の事由にあつては、次項第一号から第四号までに掲げる事項についての記載の修正に係るものに限る。）とする。</p> <p>2 市町村の長は、法第六十一条の八の二の規定により、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票について、その記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）をしたことを出入国在留管理庁長官に通知するときは、当該外国人住民に係る第一号から第四号までに掲げる事項及び当該記載等に係る第五号から第八号までに掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>一 外国人住民の氏名、生年月日、性別、国籍の属する国又は法第二条第五号ロに規定する地域及び住所</p> <p>二 外国人住民が中长期在留者、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下同じ。）、一時庇護許可者（法第十八条の二第一</p>

八 住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項又は同令第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項の規定により記載等をした場合における当該記載等がこれらの規定によるものであること及び当該記載等をした年月日。ただし、次のイからニまでに掲げる場合には、当該記載等をした年月日に代え、当該イからニまでに定める年月日

項の許可を受けた者をいう。）、仮滞在許可者（法第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。）又は経過滞在者（国内において出生した日本の国籍を有しない者又は日本の国籍を失った者であつて、法第二十二條の二第一項の規定により在留することができないものをいう。）のいずれであるかの別

三 外国人住民が中长期在留者である場合における当該中长期在留者の在留カードの番号

四 外国人住民が特別永住者である場合における当該特別永住者の特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書の番号

五 記載、消滅又は記載の修正の別

六 第一号から第四号までに掲げる事項のいずれかに係る記載の修正をした場合における当該記載の修正がこれらの事項のいずれに係るものであるかの別及び住所についての記載の修正をした場合における当該記載の修正前に記載されていた住所

七 住民基本台帳法施行令第十一条の規定により、住民基本台帳法第二十二條から第二十四條まで、第三十条の四十六又は第三十条の四十七のいずれかの規定による届出に基づく住民票の記載等をした場合における当該記載等がこれらの規定のいずれによる届出に基づくものであるかの別及び当該届出の年月日並びに同法第二十四條の規定による届出に基づき消滅をした場合における転出の予定年月日

八 住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項又は同令第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項の規定により記載等をした場合における当該記載等がこれらの規定によるものであること及び当該記載等をした年月日。ただし、次のイからニまでに掲げる場合には、当該記載等をした年月日に代え、当該イからニまでに定める年月日

イ
ニ
(略)

3

(略)

イ 出生（出生によって日本の国籍を取得したときを除く。）若しくは日本の国籍の喪失があつたため記載をした場合又は死亡若しくは日本の国籍の取得があつたため削除をした場合 当該事由の発生年月日

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条第一項の規定による失踪の宣告の裁判の確定があつたため削除をした場合 同項に規定する期間が経過した年月日

ハ 民法第三十条第二項の規定による失踪の宣告の裁判の確定があつたため削除をした場合 同項に規定する危険が去つた年月日

ニ 失踪の宣告の取消しの裁判の確定があつたため記載をした場合 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第九十四条において準用する同法第六十三条第一項の規定による届出の年月日

3 前項の規定による通知は、出入国在留管理庁長官が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の総務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。